

# 「普遍的価値の証明」研究会等 中間報告 (令和4年度・令和5年度)

令和6年6月19日  
「普遍的価値の証明」部会

## 1 はじめに

本部会では、世界遺産登録に必要な四国遍路の「顕著な普遍的価値」(Outstanding Universal Value)の証明を行うため、平成22年度から専門家を招き、会議を開催して検討を続けている。

本報告は、令和4年度及び令和5年度において、令和2年度及び令和3年度の検討内容(参照:『「普遍的価値の証明」研究会等中間報告(令和2年度・令和3年度)』)を踏まえ、継続して議論した内容や、新たに検討したものの論点や見解を中間報告としてまとめたものである。

なお、「顕著な普遍的価値」は、世界遺産登録の直前まで検討を続けるものであり、この内容はあくまでも現時点の見解を取りまとめたものである。

## 2 体制・経過

「普遍的価値の証明」は、前記のとおり平成22年度から検討を開始しており、平成30年度からは、四国遍路に関係する各分野の専門家で構成する「普遍的価値の証明」研究会と、世界遺産の専門家で構成する「顕著な普遍的価値の証明」検討会を合同で開催している(委員は参考1参照)。会議では、オブザーバーの文化庁担当調査官の助言を受けながら、検討を進めている。

令和4年度から令和5年度に開催した会議の概要は、下表のとおりである。

なお、「普遍的価値の証明」を学術的に検討していくうえで必要な基礎資料の調査研究を行うため、令和3年度に、四国内の大学と県立博物館等に所属する研究者で構成される「四国遍路関係資料調査研究会」を設置し、令和4年度・令和5年度に四国遍路に関する古代・中世の基礎史料の文献調査や実地調査等の調査研究を進め、令和5年度に学術資料として今後活用できる基礎資料集である『四国遍路関係史料集(古代・中世編)』を作成した。

令和4年度	9月6日	第1回 検討会(オンライン会議) 報告(1)世界遺産登録推進事業の現状 (2)令和3年度第2回研究会等の概要と今後の予定 協議(1)「普遍的価値の証明」研究会等中間報告(令和2年度・令和3年度(案)) (2)SOUV案(*)の方向性と考え方
	3月6日	第2回 研究会・検討会(オンライン併用会議) 報告(1)世界遺産登録推進事業の現状 (2)令和4年度第1回研究会等の概要報告 協議(1)構成資産分類項目一覧(札所、遍路道)
令和5年度	7月24日	第1回 研究会・検討会(オンライン併用会議) 報告(1)世界遺産登録推進事業の現状 (2)令和4年度第2回研究会等の概要報告 協議(1)OUV案の検討 (2)構成資産分類項目一覧(札所、遍路道)
	12月1日	第2回研究会・検討会(オンライン併用会議) 協議(1)OUV案の検討 (2)構成資産分類項目一覧(札所、遍路道)

\* Statement of Outstanding Universal Valueの略。詳細は、後記4(4)参照。

### 3 検討の手順

四国遍路の価値に関する構造をより明確にするため、価値、特質、属性の図示化を試みた。これまでに議論された四国遍路の価値の特質を精選し、その機能的部分と形態的部分とに捉え属性を特定した。このような検討を行い、その顕著な普遍的価値を論理的かつ整合性をもって導き出すよう試みた（4 小結 参照）。

なおこの検討結果については、今後、特質の妥当性や、文章表現などについて検討を進めるとともに、価値の捉え方の変化に応じて、再度整理していく必要がある。

### 4 小結（参考2 参照）

#### （1）四国遍路開創者としての弘法大師信仰

8世紀に弘法大師が生まれ修行したと言われる四国の地において、巡礼者は「同行二人」に象徴されるように弘法大師を身近に意識しながら弘法大師ゆかりの札所を目指し、修行の追体験をしながら円環状の遍路道を巡る。一方、受け入れる地域社会には、巡礼者を弘法大師と見立てて道標や接待所の設置・維持管理など様々な形の接待を行うことで功德を得るという慣習が形成された。このような四国遍路における巡礼者や地域社会には、真言宗開祖としての弘法大師への信仰とは異なる四国遍路開創者としての弘法大師信仰の存在が確認できる。

四国各地には、弘法大師が多様な場面において出現し、人々に功德を施した伝説が多くこのさされている。そのような功德譚を紹介した真念による『四国遍礼功德記』が元禄3年（1690）年に刊行されたことなどもあり、弘法大師信仰は四国内外に広まった。確立当初、巡礼者は札所において弘法大師を感じつつも本尊を詣でていたが、弘法大師信仰の広まりに伴って弘法大師をまつる大師堂が建立されるようになり、本尊に加え大師堂も参るようになり、形式的にも弘法大師信仰の形が整えられていく。

近世日本社会において、人々は江戸幕府の宗教政策である「寺請制度」により、公認された宗派のいずれかの寺院に所属しなければならなかった。寺（檀那寺）は、所属する個人（檀家）の永続的な葬祭供養や往来手形の発行などを担っていた。そのため人々は一般には所属する宗派の儀礼風俗の影響を大きく受けていた。これに対して四国遍路の弘法大師信仰はこうした宗教・宗派を超えた人々を受け入れた信仰であった。この信仰は現在も続いている。

四国遍路における巡礼者や地域社会の根底には、個々が属する檀那寺の宗教・宗派を超えた弘法大師信仰が存在し、四国遍路は既存の宗教・宗派を超えた独特の民間信仰として捉えることができる。

#### （2）救済の場の形成と社会システムとしての四国遍路

巡礼者は、四国で修行した弘法大師を身近に意識しながら大師ゆかりの札所を目指し、大師の修行の追体験を行い円環状の道を巡ることにより精神的な救いが得られると考えた。また地域社会は巡礼者を弘法大師と見立てて食事や宿などを無償で提供する物的支援「接待」を行うことにより功德が得られると考え、巡礼者への接待を行った。このような巡礼者と地域社会の両者が弘法大師信仰のもと結びつき、ともに救いを得るという仕組みが四国遍路の展開とともに近世期の四国内に定着していった。

近世期に入ると、交通網の発達や都市化などにより社会の変容が進み、社会的枠組みから逸脱する人たちも発生するようになった。そのような人々は、四国遍路の巡礼者と地域社会がともに救いを得られる四国遍路の仕組みに助けられつつ巡礼し続けることで、地域社会から永続的に物的支援

を受け続けることができた。四国遍路にはどこから始め、どこで終わってもよく、周回し続けることができるという独特の巡礼スタイルがあり、生存を目的とした巡礼者が四国遍路を訪れるようになった。

物的支援「接待」は、飢饉などの際に教団や為政者などが臨時的に行うものではなく、地域社会が、自発的に巡礼者に対して日常的に行う行為である。藩という行政区域を超えた四国のほぼ全域という広範囲で行われ、宗教・宗派や貧富を問わず日本各地から多様な個人を繰り返し受け入れるという特徴を有した。

現代では、このような社会対策は、行政の一貫として行われるが、それ以前の日本列島においては、四国遍路が藩を超えた広域の救済の場（セーフティネット）として機能していたと考えられ、前近代の社会システムとして位置付けることができる。

### （３）構成資産候補について

世界遺産の制度では、世界の人々にとっての重要な価値を簡潔に説明し、その物証となる不動産を構成資産として、それらを文化財保護法などの国内法で保護することが求められる。そのため価値の中心となる時代を定め、それに矛盾しない構成資産の選択が必要となる。現在、普遍的価値を証明する構成資産候補について関係者らと協議を進める一方、史跡指定が可能な札所や遍路道について各県や関係市町村が調査しつつ条件が整った資産の文化財指定を進めている。

また普遍的価値を証明する構成資産の保護措置に関しては、札所や遍路道の「史跡指定」だけではなく、「名勝」、「重要伝統的建造物群保存地区」、「重要文化的景観」など様々な保護手法について検討してきた。現在、進めている札所や遍路道の調査をさらに充実させるとともに、引き続き、「重要文化的景観」を中心とした保護手法の検討を深化させ、普遍的価値を証明する構成資産の保護措置を講じていく必要がある。

### （４）SOUV摘要部分の検討

四国遍路が世界遺産となるためには、OUV (Outstanding Universal Value) 「顕著な普遍的価値」を持つことを証明する必要があるとともに、世界遺産の登録基準に該当し、かつ完全性と真実性の条件を満たすほか、構成資産などの保存管理が適切に行われていることを説明しなければならない。この資産が世界遺産一覧表に記載されるに至った場合、その判断を示したSOUV (Statement of Outstanding Universal Value) 「顕著な普遍的価値の言明」は、準備段階から作成されることが推奨されており、現在その冒頭部分の資産の概要（特徴や歴史と変遷など）をまとめた「摘要」部分について検討を重ねている。

また四国遍路の特徴などを表現する用語についての検討も継続して行う必要がある。

今後も議論の進展に応じて随時変化していくことを前提としたうえで、令和6年6月段階のSOUV摘要案を参考3に掲載する。

**参考1 委員一覧（令和4年度・令和5年度）**

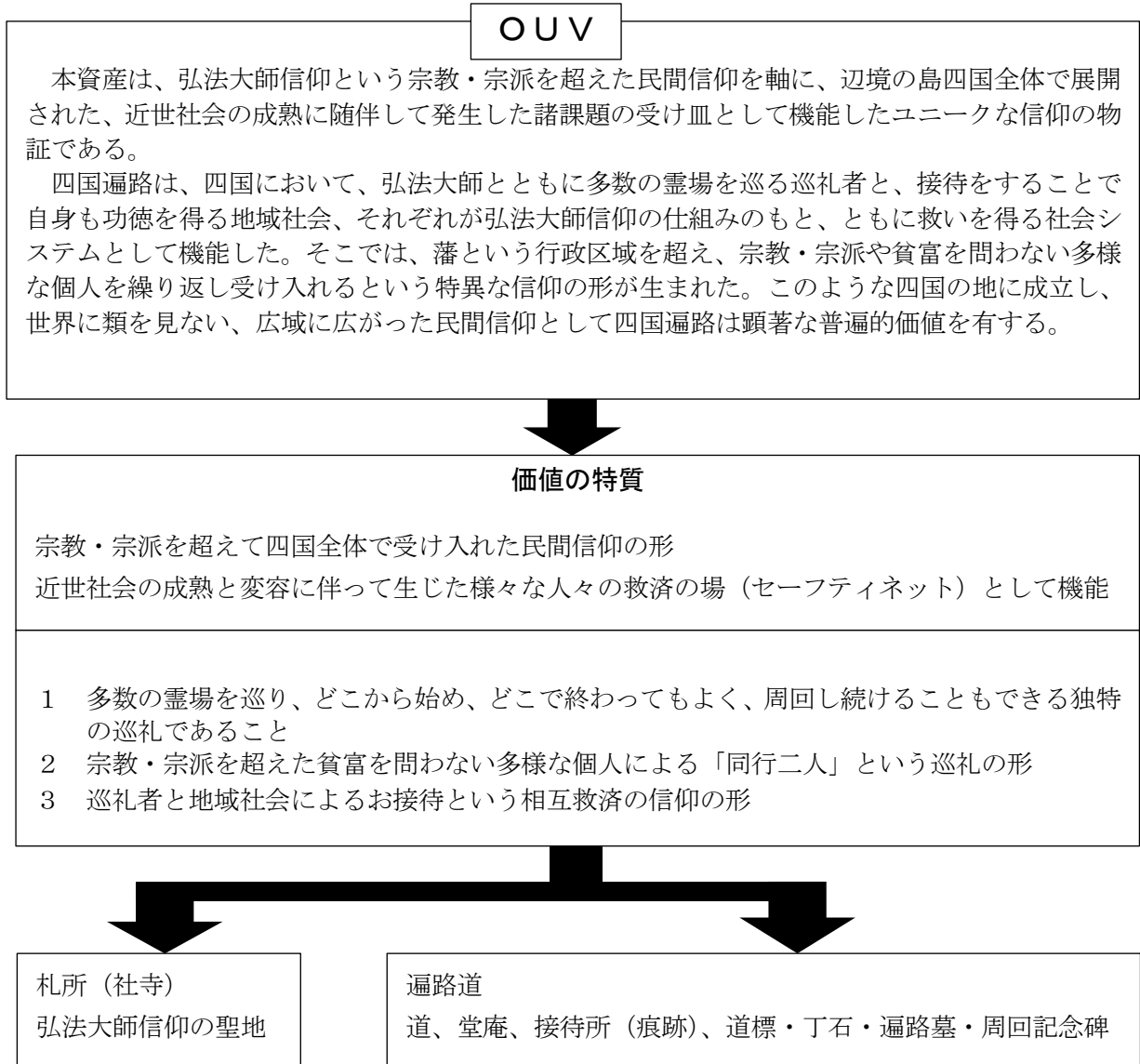
「普遍的価値の証明」研究会委員

氏名	所属等	専門分野
金田 章裕 [会長]	京都府立京都学・歴史館長、京都大学名誉教授	歴史地理、文化的景観
大石 雅章 [副会長]	鳴門教育大学理事・副学長（令和4年度） 鳴門教育大学名誉教授（令和5年度）	中世史
胡 光	愛媛大学教授	近世史
佐藤 正知	岐阜県文化財保護審議会委員	史跡 文化財保護行政
真野 俊和	元筑波大学教授	民俗学
モートン常慈	徳島大学教養教育院准教授	四国遍路
藪田 貫	兵庫県立歴史博物館長、関西大学名誉教授	近世史

「顕著な普遍的価値の証明」検討会委員

氏名	所属等	専門分野
稲葉 信子	放送大学客員教授、筑波大学名誉教授、 国際機関 ICCROM 事務局長特別アドバイザー	建築史、世界遺産
清水 真一	徳島文理大学教授	建築史
西村 幸夫	國學院大學教授	都市工学、世界遺産

**参考2 四国遍路の普遍的価値に関する構造**



### 参考3

#### 四国遍路のSOUV摘要案 令和5年第2回研究会・検討会（令和6年6月段階）

「四国遍路」は、日本列島の島、四国に点在する多数の聖地（霊場）と、それらをつなぐ遍路道からなる文化遺産である。12世紀の四国にはすでに辺境の島の海辺を巡る修行の場が形成されていたが、やがて聖地の固定化が進み、戦乱の世が終わった17世紀後半には、聖地である霊場（札所）となる多様な宗教・宗派を含む寺社が定まり、多数の霊場を巡る巡礼、四国遍路が確立した。18世紀後半までには巡礼のための場や仕組みが整えられ、その後、近代に入っても巡礼は途絶えず、交通手段の多様化や都市化の進展などに適応しながら今日まで存続している。

四国遍路は、阿波・土佐・伊予・讃岐からなる四国という島に点在する多数の霊場を、どこから始め、どこで終わるという決まりはなく、周回し続けることができる他地域には見られない独特の巡礼である。四国の地において、巡礼者は「同行二人」に象徴されるように、四国で修行した弘法大師とともに大師の修行の追体験をしながら、同時に円環状の道を巡るもので、宗教・宗派を問わない日本独特の巡礼の形である。

また巡礼者も受け入れる地域社会も、巡礼者を弘法大師と見立てて無償の支援「接待」をすることで功德を得る。四国遍路は、弘法大師信仰の仕組みの下、巡礼者と地域社会ともに救いを得る救済の場として機能した。

さらにこのような宗教・宗派や貧富を問わない巡礼者を受け入れる信仰の特徴は、江戸時代の社会の成熟と変容に伴って生まれた様々な人々も受け入れるようになった。このような藩の管理を超えた民間によるセーフティネットとして役割を果たした四国遍路は、信仰を超えた社会システムとしても機能した。

17世紀後半に四国遍路の巡礼の形式が確立したのち19世紀後半までに、巡礼の空間を充実させながら定着し、地域社会と共存してきた伝統の物証として、山地や海辺、集落沿いに立地して巡礼を誘発する多数の霊場、安全な巡礼を支える遍路道や道標、接待所等が良好に遺されている。

弘法大師信仰という宗教・宗派を超えた民間信仰を軸に、近世社会の成熟に伴って発生した都市化、飢饉や災害による貧困などの社会の諸課題の受け皿として機能したユニークな信仰の物証として顕著な普遍的価値を有する。